様式第2号（第8条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（申請者）　　　　　　　　様

身延町長

　　　　年度介護基盤整備等事業費補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付することに決定したので、身延町介護基盤整備等事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

１　施設の種類

２　交付決定額　　金　　　　　　　　円

３　交付条件

(1)　補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、町の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

(2)　補助対象事業の内容を変更（補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。）する場合は、町長の承認を受けなければならない。

(3)　補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合は、町長の承認を受けなければならない。

(4)　補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業が完了する日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5)　補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、町長の承認を受けないで、当該補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(6)　町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

(7)　補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8)　補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(9)　補助事業者が補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、当該寄付金等が共同募金会に対してなされた場合はこの限りでない。

(10)　補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに町長に報告しなければならない。この場合において、当該仕入控除税額の全部又は一部を町に納付させることがある。

(11)　補助事業者が前各号に規定する条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を町に納付させることがある。

(12)　その他、補助事業者は、身延町介護基盤整備等事業費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。